

「石川県令和6年能登半島地震復旧・復興本部」の設置について

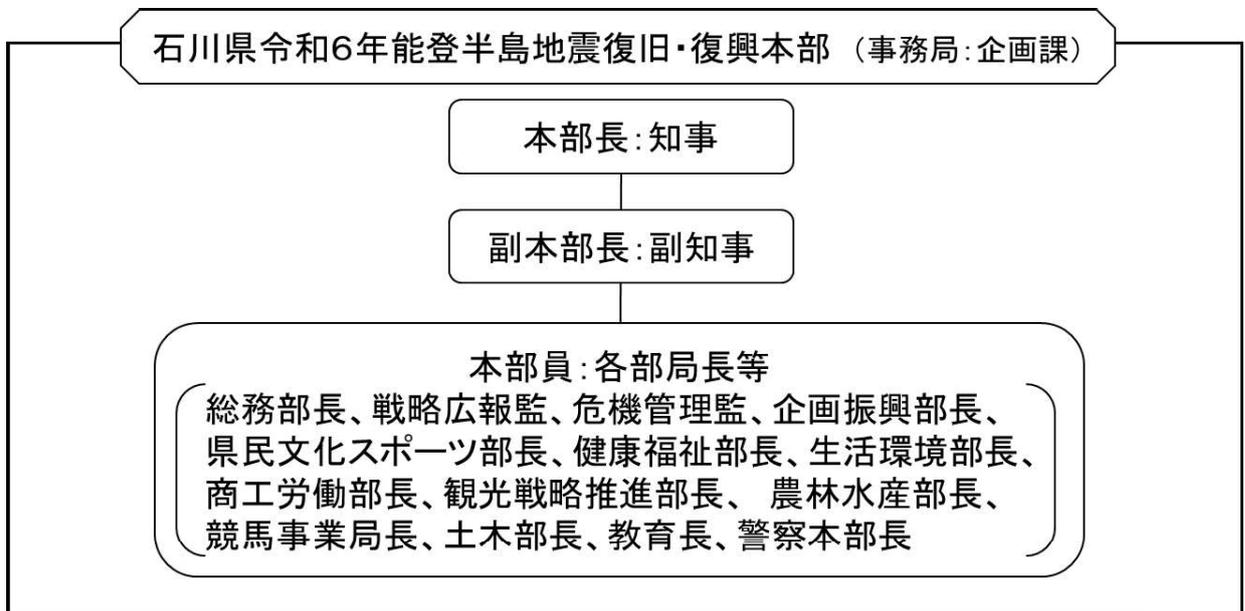
1. 設置の趣旨

令和6年能登半島地震の被災地の創造的復興に向けた各種の取り組みについて、政府とも連携しながら県庁内の調整を図り、推進するために「石川県令和6年能登半島地震復旧・復興本部」を設置する。

2. 設置時期

令和6年2月1日（木）

3. 組織体系



4. 所管事務

復旧・復興に関する以下の事務の総合調整

- ①インフラの早期復旧・強靱化に関すること
- ②農林水産業、伝統産業、観光産業など能登の特色ある生業（なりわい）の再建に関すること
- ③暮らしと地域コミュニティの再建に関すること
- ④危機管理、安全・安心の充実にに関すること
- ⑤今回の地震の教訓を踏まえた災害に強い地域づくりにに関すること
- ⑥能登ブランド強化に向けた創造的復興リーディングプロジェクトの創出に関すること
- ⑦創造的復興に係る計画の策定に関すること

石川県令和6年能登半島地震復旧・復興本部設置要綱

(設置)

第1条 令和6年能登半島地震の被災地の創造的復興に向けた各種の取り組みについて、政府とも連携しながら県庁内の調整を図り、推進するために「石川県令和6年能登半島地震復旧・復興本部」(以下「復旧・復興本部」という。)を設置する。

(所掌事項)

第2条 復旧・復興本部は、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) インフラの早期復旧・強靱化に関すること。
- (2) 農林水産業、伝統産業、観光産業など能登の特色ある生業(なりわい)の再建に関すること。
- (3) 暮らしと地域コミュニティの再建に関すること。
- (4) 危機管理、安全・安心の充実に関すること。
- (5) 今回の地震の教訓を踏まえた災害に強い地域づくりに関すること。
- (6) 能登ブランド強化に向けた創造的復興リーディングプロジェクトの創出に関すること。
- (7) 創造的復興に係る計画の策定に関すること。

(組織)

第3条 復旧・復興本部は、本部長、副本部長及び本部員をもって構成し、別表1に掲げる職にある者をもって充てる。

- 2 本部長は、復旧・復興本部を統括する。
- 3 副本部長は、本部長を補佐し、本部長が不在の時は、その職務を代理する。
- 4 本部長は、必要があると認めるときは、被災市町、国の機関、有識者に復旧・復興本部会議への出席を要請し、助言・提言を求めることができる。

(会議)

第4条 会議は、必要に応じて本部長が招集する。

(事務局)

第5条 復旧・復興本部に事務局を置く。

- 2 事務局の庶務は、企画振興部企画課において行う。

(その他)

第6条 この要綱に定めるもののほか、復旧・復興本部の運営に関し必要な事項は、本部長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和6年2月1日から施行する。

別表1（第3条関係）

区 分	職 名	職 務
本 部 長	知 事	復旧・復興本部の総括・議長
副本部長	徳田副知事 西垣副知事	本部長不在時の代理 本部長の補佐
本 部 員	総務部長 戦略広報監 危機管理監 企画振興部長 県民文化スポーツ部長 健康福祉部長 生活環境部長 商工労働部長 観光戦略推進部長 農林水産部長 競馬事業局長 土木部長 教育長 警察本部長	それぞれの部（局）関連事項の実施責任者
計	17人	

※本部長が不在の時に副本部長が代理する順序は、「知事の職務を代理する副知事の順序に関する規則（令和4年7月1日、石川県規則第28号）」に準ずる。

創造的復興に向けて



理念

- 必ず能登へ戻す
- 単なる復旧にとどめず、人口減少など課題を解決しつつ、能登ブランドをより一層高める「創造的復興」を目指す



創造的復興に向けて



原則

○被災地の住民・事業者の声を聞く

○人口減少などこれまでの課題の解決

○若い世代の力の活用

○民間・外部の力の活用

創造的復興に向けて



創造的復興 6つの柱

1. インフラの早期復旧・強靱化
2. 農林水産業、伝統産業、観光産業など能登の特色ある生業(なりわい)の再建
3. 暮らしと地域コミュニティの再建
4. 危機管理、安全・安心の充実
5. 今回の地震の教訓を踏まえた災害に強い地域づくり
6. 能登ブランド強化に向けた創造的復興リーダーディングプロジェクトの創出

創造的復興の柱

1. インフラの早期復旧・強靱化

- 今後の復興の基本となるインフラ4点セット(道路、上下水道、電気、通信)の迅速な復旧（国の権限代行、災害査定の合理化など）
- 支援者支援の充実 など

2. 農林水産業、伝統産業、観光産業など能登の特色ある生業(なりわい)の再建

- 再建を目指す事業者への迅速で手厚い支援（施設再建、販路開拓支援など）
- 能登の魅力・強みを伸ばすような発展的支援
- 再建までの間の支援（仮設店舗、復興ツールズなど） など⁻⁴⁻

創造的復興の柱

3.暮らしと地域コミュニティの再建

- 仮設住宅の早期提供。ふるさと回帰型など将来を見据えた仮設住宅。
- 文化財、祭りなど地域の文化の再生支援
- シェアオフィス、サテライトキャンパスなど関係人口拡大に向けた取り組み など

4.危機管理、安全・安心の充実

- 奥能登における医療・福祉提供体制の充実・強化
- 最先端技術を活用した不便さを感じさせない生活の実現
(ドローン、ライドシェアなど)

創造的復興の柱

5. 今回の地震の教訓を踏まえた災害に強い地域づくり

- 地域の実情に応じたインフラ(道路、上下水道、電気、通信)の強靱化
- デジタルライフライン (マイナンバーカードのさらなる活用及び取得促進)
- 孤立地域が発生した場合の備え(ヘリ・船舶の活用、通信機器、ドローン等) など

6. 能登ブランドの強化につながる創造的復興リーダーディングプロジェクトの創出

- 能登ブランドの強化につながり、能登に新たな人材や投資を呼び込む創造的な復興プロジェクトの創出
(世界農業遺産の活用(のとSDGsトレイル、トキ放鳥等)、
能登半島国定公園の拡張、奥能登芸術祭の拡大)

創造的復興に向けて



進め方

対話

被災地
行政

被災地
事業者・住民



有識者によるアドバイス

アドバイザリー
ボード

スケジュール

- ・プランについては3ヶ月～4ヶ月後をめどに策定

基本方針

- 能登地方を震源とする最大震度7の地震により、広い範囲にわたって甚大な被害が生じた。政府は発災直後から、警察、消防、自衛隊を被災地に派遣し、救命救助、捜索活動に当たるとともに、現地対策本部を設置して、道路の啓開やブッシュ型支援等による物資の支援など政府一体となって災害応急対策に取り組んできたが、今なお多くの方が厳しい避難生活を余儀なくされている。
- 「先が見えない」という現地の皆様の不安に応えるとともに、被災された方々が再び住み慣れた土地に戻って来られるよう、そして、一日も早く元の平穏な生活を取り戻すことができるよう、ここに、緊急に対応すべき施策を「被災者の生活と生業(なりわい)支援のためのパッケージ」として取りまとめた。
- 施策を実行するために必要となる財政措置については、令和5年度・6年度の予備費を活用し、復旧・復興の段階に合わせて、数次にわたって機動的・弾力的に手当てする。
- 被災地の声にしっかりと耳を傾けながら、「被災地・被災者の立場に立って、できることはすべてやる」という決意で、被災者の生活と生業(なりわい)の再建支援に全力で取り組む。

緊急対応策(主なもの)

(1) 生活の再建

被災地の方々の命と健康を守るため、避難所等における生活環境の改善を図るとともに、住み慣れた土地に再び戻ることができるよう、(3)の道路、水道、学校施設等の復旧とあわせて、住まいの確保を図る。

- 避難所等における生活環境の改善
 - ・必要物資の支援(被災地のニーズに応じ、ブッシュ型からブル型に移行)
- 命と健康を守るためのホテル・旅館等への二次避難・利用費の基準を特例的に引き上げ(7,000円⇒10,000円)
- 要配慮者等にきめ細かく対応
 - ・福祉タクシー、高齢者施設等の活用
 - ・介護職員等の応援派遣やDMAT、DWAT等と連携し、医療・介護・福祉サービスに対応
 - ・保育所、学校等に関する情報の提供
 - ・孤立集落からの避難、被災地と二次避難所間の交通の確保
- ・被災地における防犯カメラの設置、パトロール強化等の防犯対策
- 住み慣れた土地に戻るための住まいの確保
 - ・罹災証明書の早期交付のため被害認定調査の簡素化・人的支援
 - ・住宅の応急修理に対する支援
 - ・倒壊家屋の解体・撤去支援、災害廃棄物の処理の円滑化
- 所有者不明家屋の解体について民法の新制度(所有者不明建物管理制度)等の積極的活用
 - ・被災者ニーズに応じた応急仮設住宅の供与等
 - ・ブルハブ仮設等に加え、地域型の木造仮設住宅の活用
 - ・自力での再建・補修等を支援
 - ・被災者生活再建支援金(最大300万円)の迅速な支給

(2) 生業の再建

地域経済を支える中小・小規模事業者、農林水産業、伝統産業、観光業における、雇用の維持や事業継続の支援を厚く講じ、持続可能な地域経済の再生を図る。

- 中小・小規模事業者の支援
 - ・施設等の復旧を支援(なりわい再建支援事業(補助率3/4等、最大3億円又は15億円))
 - ※多量被災事業者は、石川:最大5億円、富山・福井・新潟:最大1億円までは任意補助河
 - ・小規模事業者の販路開拓を支援(災害支援枠(補助率2/3等、最大200万円))
 - ・商店街の再生支援(アーケード、街路灯等の復旧、賑わい創出支援)
 - ・伝統産業の事業継続に必要な道具や原材料の確保等、迅速な事業再開の後押し
- コロナ債務返済負担軽減策(リスク時の追加保証料ゼロ、劣後ローンにおける金利繰上措置、二重債務への対応等)
- ・資金繰り支援(日本政策金融公庫:別枠3億円、金利0.9%引下げ(上限:期間あり)等)
- ・能登半島産品の販売促進支援(特設サイト、販促イベント)
- 農林漁業者の支援
 - ・被災した農業用機械等の再建支援(農業用機械、農業用ハウス、畜舎、共同利用施設、木材加工流通施設、特用林産振興施設等の再建・修繕への支援(補助率1/2等))
 - ・営農再開に向けた支援(種子・種苗等の資材調達、繁殖用の牛・豚の再導入等)や、被災農家等の柔軟な雇用による人手の確保
 - ・被災農家漁業者の資金繰り支援(貸付当初5年間の実質無利子化等)
 - ・景観にも配慮した棚田の復旧や観光とも連携した持続可能な里山づくり
 - ・漁船等の復旧、漁場環境の回復への支援や、地域の将来ビジョンの下での里海資源を活かした海業振興等
- 観光復興に向けた支援
 - ・風評対策として、観光地や交通機関の現状に関する正確な情報の発信、観光プロモーションの重点的実施(2~3月)。
 - ・「1年連続棚田」(3~4月、補助率50%、最大20,000円/泊)。能登地域については、復興状況を見ながら、より手厚い旅行需要喚起策を検討。
 - ・ふるさと納税の積極的な活用による特産品販売、旅行等の促進
 - ・観光関連事業者の支援(なりわい再建支援事業等の活用)(再掲)
 - ・能登地域の観光拠点・観光資源の再生に向けて、観光地の復旧計画の策定・実行支援、まちづくり支援、コンテンツ造成の支援等。
- 地域の雇用対策等
 - ・雇用調整助成金の助成率引上げ(中小企業2/3~4/5、大企業1/2~2/3)、支給日数延長(100日/年~300日/年)等
 - ・災害によって事業が休止した場合等にも雇用保険の失業手当支給

(3) 災害復旧等

国の権限代行等により公共土木施設等の迅速な災害復旧等を推進し、将来に希望を持てる復興まちづくりを推進する。

- 迅速な災害復旧
 - ・公共土木施設等
 - ・激甚災害(本激)への指定、公共土木施設(道路・河川等)や農林水産業施設等の災害復旧等
 - ・大規模災害復興法に基づく非常災害への指定
 - ・一國による権限代行等(災害復旧工事等:道路(能越自動車道)、河川・砂防(河原田川)、港湾、漁港等)
 - ・一能登空港、のと鉄道等の早期復旧(道路管理者など関係者との連携も確保)
 - ・TEC-FORCE、MAFF-SAT等による人的・技術的支援
 - ・公共・公益施設等
 - ・一医療施設、水道施設、学校施設、社会教育施設、社会福祉施設、文化財、放送・通信設備等の災害復旧
- ※水道は4月以降に引き上げる補助率の
前倒し適用、上下水道一体での早期復旧の推進
- ※全国の地方公共団体からの技術者派遣、関係団体と連携した支援体制の構築
- 復興まちづくり
 - ・復興まちづくりの計画策定に向けた調査支援、国・URなどの支援体制確保
 - ・公共施設と隣接地等の一体的な液状化対策
- 令和6年能登半島地震についての緊急調査

(4) 被災者生活再建支援金(最大300万円)の迅速な支給

- 切れ目のない被災者支援
 - ・見守り・相談などにより被災者に寄り添って支援
 - ・一在宅高齢者等への戸別訪問
 - ・一仮設住宅に入居する被災者等の見守り・相談支援等
 - ・医療・介護等の自己負担・保険料の減免
 - ・通園・通学支援、学習・就学支援(学びを継続するための環境整備等)等のケア等
 - ・特定非常災害への指定(運転免許証の有効期間の延長等)
 - ・インターネット上の偽情報・誤情報対策
- 金融支援・税制上の対応等
 - ・預金通帳を紛失した場合の柔軟な対応
 - ・保険金支払い等の迅速化
 - ・生活福祉資金貸付の対象を被災世帯に拡大・貸付要件の緩和等
 - ・国税・地方税の申告・納付等の期限の延長等
 - ・雑損控除の前倒し適用等(与党税調の検討の結果を踏まえ、適切に措置)
 - ・住民税全額免除水準の場合の物価高対策支援(10万円給付+こども加算)の適用

○地方公共団体における様々な被災者支援を的確に把握し、適切に地方行政措置